

単 価 契 約 書 (案)

- 1 契約業務名 福井県立大学永平寺キャンパス学生定期健康診断および
肝炎・4種抗体価検査業務委託
- 2 契 約 金 額 別紙のとおり
- 3 契 約 期 間 平成31年4月1日から平成32年3月31日
- 4 履 行 場 所 福井県立大学 永平寺キャンパス
- 5 契約保証金 金 円

※契約保証金の額は、契約単価に予定数量を乗じた金額に消費税を加算した額の10/100以上の金額

※契約事務取扱細則第38条第1項の規定に該当する場合は「免除」と記載

※保険証券、保証証券が提供された場合は保険または保証に付される金額をそのまま記載

公立大学法人福井県立大学（以下「甲」という。）と、
（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1
公立大学法人 福井県立大学
理事長 林 雅則

乙

契 約 条 項

(契約の要項)

第1条 この契約の要項は、頭書のとおりとする。

(委託業務の実施方法)

第2条 乙は、別添仕様書および甲が必要に応じて指示する事項を遵守の上、誠実にこれを履行しなければならない。

(調査等)

第3条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し委託業務の処理状況について報告もしくは資料の提出を求め、または必要な指示を与えることができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第5条 乙は、委託業務の処理を自ら行うものとし、業務の全部または一部を第三者に委託し、もしくは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(実績報告)

第6条 乙は、そのつど甲が指定する日までに仕様書に基づく報告書等を甲に提出しなければならない。

(検査)

第7条 乙が提出した報告書等については、甲が指定した職員の検査を受けなければならない。
2 甲は委託業務が仕様書に示すものに適合していないと認める時は、期日を定めて業務の手直しをさせることができる。この場合の費用は、乙の負担とする。

(委託料の支払)

第8条 乙は、前条の規定による甲の履行確認を得た後、甲に対して委託料の支払を請求するものとし、甲は乙からの適法な請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。
2 甲の責めに帰すべき理由により、前項の支払期限までに委託料を支払わない場合は、乙は甲に対して未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.9パーセントの割合で計算した金額を遅延利息として請求することができる。

(遅延利息)

第9条 甲は、乙の責に帰すべき事由により契約履行期限までにその義務を履行しないときは、遅延日数に応じ、年2.9パーセントの割合で計算した金額を遅延利息として徴収する。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) その責に帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。
- (2) この契約を履行せず、または履行を継続することができないと認められるとき。
- (3) 誠実に業務を履行する意思がないと認められるとき。
- (4) 契約の履行につき、不正の行為をしたとき。
- (5) 契約の解除を申し出たとき。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき。

（違約金等）

第11条 前条の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は違約金として委託料の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。

- 2 前項の場合において、契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は当該契約保証金または担保をもって違約金に充当することができるものとする。

（損害賠償請求権）

第12条 乙は、委託業務の実施に当たり、第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責を負うものとする。

（秘密の保持）

第13条 乙は、委託業務実施中に知り得た秘密および甲の事務などで一般に公表されていない事項を他にもらしてはならない。

（個人情報の保護）

第14条 乙がこの契約に関して取扱う個人情報については「福井県個人情報保護条例（平成14年条例第6号）」の適用を受ける。

- 2 乙は、個人情報の取扱いに関し、別紙2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（疑義等の決定）

第15条 この契約に定めのない事項およびこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（紛争等の解決）

第16条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

（改元への対応）

第17条 この契約における改元後の日付については、新元号の当該日付に読み替えるものとする。

(別紙１)

検査項目等別契約金額

検 査 項 目 等	単 価 (円)
身体測定（身長、体重）	
視力検査	
聴力検査	
尿検査（一般検査）	
血圧測定	
胸部X線検診	
内科診察	
尿検査（再検査）	
血液検査（麻疹検査、風疹検査、流行性耳下腺炎検査、 水痘・ヘルペス検査）	
血液検査（B型肝炎抗原・抗体検査）	
血液検査（C型肝炎ウイルス検査）	
受診票、健康調査票作成およびデータ管理	
データ入力処理	

※ 消費税に関する確認事項

1. 上記の契約金額は、消費税を含まない。
2. 乙は、契約金額に100分の8を乗じて得た消費税相当額を加算して甲に請求するものとする。
ただし、この契約締結後、消費税および地方消費税の税率が8%から10%に変更された場合は、頭書契約金額に相当額を加算した額を契約金額とする変更契約をすることとする。
また、請求額に円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第 1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第 2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中および退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(適正管理)

第 3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失およびき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(利用および提供の制限)

第 4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、または提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第 5 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、または複製してはならない。

(再委託の禁止)

第 6 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。

(資料等の返還)

第 7 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受け、または自らが収集し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、または引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(調査の実施)

第 8 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり取り扱っている個人情報の管理の状況について、随時調査を実施することができる。

(事故報告)

第 9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、または生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。